

令和 4 年 9 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

9 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第87号	令和4年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第88号	令和4年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第89号	令和4年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算	別冊
議案第90号	令和4年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第91号	八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	3
議案第92号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて	7
議案第93号	八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第94号	八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第95号	八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	15
議案第96号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第97号	八戸北インター第2工業団地調整池工事請負契約の締結について	23
議案第98号	八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について	25
認定第1号	令和3年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について	27
認定第2号	令和3年度八戸市公営企業会計決算の認定について	29

議案第91号

八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
八戸市教育委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和4年9月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏 名 西 山 康 巳

議案第92号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和4年9月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 佐々木 寿 子

議案第93号

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について
八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

カフェ及びショップの使用料を引き下げることによるものである。

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例

八戸ポータルミュージアム条例（平成22年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1カフェの項中「80,000円」を「72,000円」に改め、同表ショップの項中「92,180円」を「90,000円」に、「1,152,370円」を「1,200,000円」に、「100分の8」を「100分の5.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第94号

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和するとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第２条の４に規定する場合に該当する非常勤職員にあっては、その養育する子」を「当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４の規定に該当する場合にあっては当該子」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(i) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条第３号ウを削る。

第２条の３第３号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の１歳６か月到達日

第２条の３第３号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当す

る場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次

に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第 6 号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第 3 条第 5 号又は第11条第 6 号の規定により育児休業等計画書を提出した職員に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

議案第95号

八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
八戸市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長し、納税証明書の交付手数料を徴収する事務について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市市税条例等の一部を改正する条例

(八戸市市税条例の一部改正)

第1条 八戸市市税条例(昭和25年八戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第12条の2中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を、「こと」の次に「又は滞納処分を受けたことがないこと」を加える。

第20条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第20条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第21条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第24条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第24条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第24条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第31条の2に規定する

退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第31条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第14条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第15条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第22条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第23条を削る。

（八戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 八戸市市税条例の一部を改正する条例（令和3年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第24条の2の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」

を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中八戸市市税条例第12条の2の改正規定（「こと」の次に「又は滞納処分を受けたことがないこと」を加える部分に限る。） 公布の日
- (2) 第1条中八戸市市税条例第20条第4項及び第6項、第21条の8第1項及び第2項、第24条第1項ただし書並びに第31条の7の改正規定並びに同条例附則第14条の3第2項、第18条の2第4項並びに第18条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中八戸市市税条例第12条の2の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。） 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

第2条 第1条の規定による改正後の八戸市市税条例（次項において「新条例」という。）第24条の2の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の八戸市市税条例（次項において「旧条例」という。）第24条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第96号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

固定資産証明手数料等を徴収する事務について地方税法の一部改正に伴う所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表3の項から5の項までを次のように改める。

3 法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（写しの交付を含む。以下この項において同じ。）（法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間における閲覧を除く。）	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件につき300円
4 法第382条の3の規定による固定資産課税台帳に記載されている事項に関する証明（同条ただし書の規定による措置を講ずることによる証明を含む。）	固定資産証明手数料	(1) 土地・家屋 5件までごとに300円 (2) 償却資産 1枚につき300円
5 地番参考図又は航空写真（地番参考図が付されているものを含む。）（以下この表において「地番参考図等」という。）の閲覧	地番参考図等の閲覧手数料	1件につき300円

別表第1の2の表に次のように加える。

6 地番参考図等の写しの交付	地番参考図等の写しの交付手数料	1枚につき300円
----------------	-----------------	-----------

第2条 八戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表3の項中「もの」の次に「及び法第382条の4の規定による住所に代わる事項の記載をしたもの」を加え、同表4の項中「による証明」の次に「及び法第382条の4の規定による住所に代わる事項の記載をすることによる証明」を加える。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第97号

八戸北インター第2工業団地調整池工事請負契約の締結について

八戸北インター第2工業団地調整池工事について、別紙のように請負契約を締結する。

令和4年9月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸北インター第2工業団地調整池工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字河原木字程ノ沢地内他
- 2 契約額 461,998,900円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和6年10月31日まで
- 4 契約者 北日本海事・小幡特定建設工事共同企業体
代表者
八戸市豊洲3番地25
北日本海事興業株式会社
代表取締役 梶 原 大 輔
構成員
八戸市城下四丁目22番33号
小幡建設工業株式会社
代表取締役社長 小 幡 千 裕
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第98号

八戸市立市民病院事業利益剰余金の処分について

別紙のとおり令和3年度八戸市立市民病院事業未処分利益剰余金を処分する。

令和4年9月6日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度八戸市立市民病院事業未処分利益剰余金の一部を一般会計に繰り出すためのものである。

1	当年度未処分利益剰余金	1,677,211,162円
2	利益剰余金処分額（一般会計繰出額）	250,000,000円
3	翌年度繰越利益剰余金	1,427,211,162円

認定第 1 号

令和 3 年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について
令和 3 年度八戸市一般会計及び各特別会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 3 年度八戸市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 3 年度八戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 3 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 3 年度八戸市都市計画土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 3 年度八戸市学校給食特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 3 年度八戸市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 3 年度八戸市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 3 年度八戸市中央卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 3 年度八戸市霊園特別会計歳入歳出決算
- 10 令和 3 年度八戸市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 11 令和 3 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計歳入歳出決算
- 12 令和 3 年度八戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 13 令和 3 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 14 令和 3 年度八戸市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2 号

令和 3 年度八戸市公営企業会計決算の認定について
令和 3 年度八戸市公営企業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 3 年度八戸市自動車運送事業会計決算
- 2 令和 3 年度八戸市立市民病院事業会計決算
- 3 令和 3 年度八戸市下水道事業会計決算